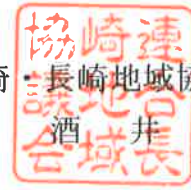


連合長崎地協発第10号  
2015年12月21日

長崎市長  
田上 富久 様

連合長崎  
議長



長崎地域協議会  
隆



## 「2016年度政策制度」に関する要求書

長崎市の発展と住民生活向上のためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

また、日頃より連合長崎地域協議会の諸活動に対し、格段のご理解とご協力をいただいていることにあらためて感謝申し上げます。

連合長崎地協は、勤労者をはじめ長崎市民の生活改善を願い、あわせて地域経済・産業の活性化、雇用の安定確保、社会保障の充実などの政策・制度の前進に向け、別記のとおり15分野36項目にわたる「2016年度政策制度」に関する要求書を取りまとめました。

これまでの連合長崎地協の「政策制度要求」に対する長崎市の真摯な対応に感謝申し上げますとともに、今回の要求につきましてもご検討いただき、2月12日までに文書による回答をいただきますようお願いいたします。

# 連合長崎地域協議会

## 2016年度政策制度要求とその考え方

### 1. 産業政策

- 1) 未来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを更に強化・推進すること。併せて、県内UI ターン者への地場産業への雇用の場を提供すると共に、企業誘致や雇用の働きかけを県と連携を図り推進すること。

#### <要求の考え方>

県内高校の平成 27(2015)年 3 月の卒業者の約 6 割が進学、約 3 割が就職しているが、このうち進学者の約 6 割、就職者の約 4 割が県外に流出している。引き続き、長崎地域雇用創造協議会で実施している合同企業面談会の充実や全国各地でUターン就職セミナー等を開催するとともに、魅力ある雇用創出のための企業誘致など、県外流出防止策を推進すること。

長崎市は県庁所在地としての人口流出を阻止するいわゆる「人口のダム機能」が九州最下位との試算結果があり、喫緊の取り組みが必要と考える。

- 2) 市の入札、発注、契約にあたり、公正労働基準の確保、環境保全、安全衛生等社会的価値も併せて評価する総合評価方式の全面的な導入・拡充を行うこと。

また、公契約条例を制定する等の法令整備を進め、公契約における公正労働基準や労働関係法令の遵守を徹底すること。

#### <要求の考え方>

現在の入札・委託等制度は、可能な限り安い価格で調達することで、税金の無駄をなくすという考え方に基づいているが、価格という単一要素で業者を選ぶ手法が、いわゆる「不当廉売」を許容することになり、公共サービスの質と利用者の安心・安全、公正労働基準が確保されないと思われる金額で落札されるケースがある。

労働者の公正な労働条件を確保するため、公契約条例の早期の制定へ向けて取り組むこと。

### 2. 雇用・労働政策

- 1) 雇用の安定と賃金水準の底上げをはかるため、長崎市内企業の引率者でもある市が率先し正規職員の雇用拡大をはかること。また、臨時・非常勤等職員の正規登用制度を検討すること。

また平成 27(2015)年 4 月に施行された改正パートタイム労働法が施行された。公務職場は法の適用外となっているが、法の趣旨を踏まえて、臨時・非常勤等職員の労働条件についても適切な対応を行うこと。

#### <要求の考え方>

非常勤雇用の増大に伴い雇用や就業形態が多様化している。特に労働者派遣や請負労働については、ワーキングプアの温床となるなど極めて深刻な状況にある。雇用の安定と賃金水準の底上げが極めて重要であることから、早急な対応を行うこと。

### 3. 中小企業政策

- 1) 中小企業への資金調達支援やものづくり産業（中小企業）への行政支援を引き続き充実させ、企業訪問等を通じた、きめ細やかな経営支援を図ること。

#### <要求の考え方>

中小企業支援に向けての行政施策で「資金調達支援に向けた融資枠拡大」や「ものづくり産業への行政支援」を重要と考える中小企業が多い。継続的な支援と企業訪問等を通じた制度の周知をお願いしたい。

### 4. 都市計画・住宅政策

- 1) 安心・安全な住まいとまちづくりを推進されたい。個人住宅における耐震やバリアフリー、省エネの為の改修工事に対する促進税制の充実と、その対象を拡充し、安心して生活できる街づくりの推進を図るとともに、耐震補強の改修に対する補助を強化すること。

#### <要求の考え方>

まちづくりにおいては、環境負荷が小さく、経済効率が高い、コンパクトシティづくりを推進し、すべての生活者が快適に暮らすことができるユニバーサルデザイン化を一層推進すること。

### 5. 福祉・社会保障政策

- 1) 長崎みなとメディカルセンター市民病院は、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。

#### <要求の考え方>

長崎みなとメディカルセンター市民病院は、住民にとって安心される医療体制の充実を求める。また2016年5月のグランドオープン時に医師や医療スタッフが足りない、あるいは診療科目が休止するといった事態を招かないよう十分な準備を行うこと。

- 2) 平成27(2015)年3月に策定された、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民の目線に立った具体的な子育て支援施策を行うこと。また、計画に基づく施策の実施状況については、点検・評価しながら、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

#### <要求の考え方>

平成27(2015)年度から平成31(2020)年を期間とする「長崎市子ども・子育て支援事業計画」について、実効性のある計画にするために、点検・評価しながら、必要な対応を講じること。

- 3) 平成27(2015)年4月からの生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進めること。また、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への公的賃貸住宅の供給を推進するよう図ること。

#### <要求の考え方>

生活困窮者自立支援法は、生活保護受給に至る前に就労等の支援を早期に行うことで生活困窮状態から脱却するための第2のセーフティネットとして新たに構築された制度である。制度の充実・体制整備はもとより、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への公的賃貸住宅の供給を推進すること。また、入居要件を充足しながら公営住宅に入居できない低所得者・住宅困窮者がいる一方、入居要件の所得水準を超過しながら公営住宅を退去しない者がいる状況を改善する等、公営住宅の適正運営を推進すること。

## 6. 教育政策

- 1) 義務教育費国庫負担制度を堅持するよう関係機関に働きかけるよう強く要望する。  
また、給与費の国庫負担率については、三位一体改革前の基準である2分の1に早期復元するよう国に要請すること。

#### <要求の考え方>

義務教育費国庫負担制度の堅持に関してはこれまでも要望し、尽力をいただいているところであるが、単年度予算ということで継続して要望する。また、義務教育の地域格差を生まないために、国庫負担率を2分の1に戻すよう国への働きかけを強化すること。

- 2) 学校における集団フッ化物洗口について、長崎県議会においては「長崎県歯・口腔の健康づくり条例」に関する「附帯決議」が付されていることから、その主旨を踏まえ安易な事業拡大を図ることがないよう慎重に対応すること。

#### <要求の考え方>

平成21(2009)年12月17日長崎県議会において「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が成立したが、条例に対する懸念が噴出したことにより、三項目にわたる付帯決議がかけられている。事業実施にあたってはこの主旨を十分尊重することが求められる。

すでに実施している学校や今後実施する予定の学校について、関係者及び保護者への説明会の実施状況や合意の状況、必要な施設設備の整備状況を十分把握した上で事業を進めること。

(参考)

第1号議案「平成25年度 長崎県一般会計予算」に係る長崎県フッ化物洗口推進事業費に関する附帯決議

1. 長崎県フッ化物洗口推進事業実施要綱(案)に掲げる関係者間の説明会及び保護者説明会と各施設現場での協議等を通じて、事業内容について理解醸成を図るとともに、実施に当たっての責任の明確化と円滑な事業執行の環境を整備し、併せて、実施希望者施設の増加等、事業ニーズ・必要性を明確にすること。
2. 上記1の説明会等においては、事業推進の立場に偏ることなく、フッ化物洗口に係る問題点・留意点を明示し、賛否両論者の意見が開陳されるよう開かれた説明会等とすること。
3. 上記1の取り組み内容及び執行状況については、県議会文教厚生委員会に報告するとともに、市町への補助金交付決定については、事務の慎重な取扱いを行うこと。

- 3) 学校図書館司書・特別教育支援員等、学校教育をサポートする人的な配置のより一層の充実を図ること。

<要求の考え方>

学校図書館司書・特別教育支援員・メンタルフレンド等、学校教育の充実を図るための長崎市独自のサポート体制は有効に機能していると評価する。今後、人員の増員や待遇の改善等、関係者の意見や要望をふまえてより一層の充実を求めるものである。

- 4) 現在、国・県・市の学力調査の実施については、校区・学校の序列化と過度の競争による弊害を考慮し、学校ごとの調査結果の公表を行わないようにすること。

<要求の考え方>

平成 25(2013)年 11 月 29 日、文科省は学力調査結果の取り扱いについて、地方教育委員会の判断により、学校別の公表を可能とした。これに対して、全国の地教委・学校関係者・専門家から多くの懸念の声が寄せられている。いじめ・不登校・虐待・格差等、今日の教育を取り巻く状況は複雑であり、調査結果の数値が公表されることにより、より一層、子どもたちを追い詰める結果につながりかねない。本年度、長崎市では学校別の公表を行わなかったが、今後もその方向を続けることを強く求めるものである。

## 7. 男女平等政策

- 1) 長崎市として、女性の雇用増進や賃金格差に歯止めをかけ、先進的な取り組みを行うこと。

併せて、男性が共に子育てに関わることができる働き方の実現、実効性の確保のためにも、特に低迷している男性の育児休業取得を促進にむけた取り組みを長崎市が率先しておこない、地域として育児を推進する風土づくりを進めること。

また、長崎市特定事業主行動計画に基づく男性職員の育児休業の取得状況を示すこと。

<要求の考え方>

働くことを希望しながらそれが実現していない女性就労を支援することは、女性の貧困リスクを防ぎ、自立を促すだけでなく、社会経済にも活力をもたらすことにもなる。少子高齢化が進展する中、男性が子育てに関わりやすい環境を作り、男女ともに仕事と育児の両立できる社会の実現は喫緊の課題であり、長崎市として率先した取り組みを求める。

## 8. 地方行政政策

- 1) 市民の重要な個人情報不正取得されることを防止するため、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入すること。

<要求の考え方>

全国的に戸籍謄本や戸籍情報に関わる不正取得が後を絶たず、連合長崎が平成 24(2012)年に開示請求した結果では、少なくとも長崎県内 12 市町で 73 件、長崎市においても 20 件の不正取得が明らかになっている。

本人通知制度は、戸籍・住民票の不正取得を防止する効果があるということから

全国で816自治体（2015年10月17日現在）が導入され、九州内でも長崎県・沖縄県を除く各県の市町村において123自治体（福岡県71、大分県18、佐賀県12、熊本県5、宮崎県11、鹿児島県6）が導入しているが、残念ながら長崎県内の市町では導入に至っていない。

そのため、個人情報の不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保していくためにも、長崎市が県内市町に率先して「本人通知制度」の早期導入を行うこと。

- 2) 「長崎市まち・ひと・しごと総合戦略」については、策定時のみならず、総合戦略策定後も「産・学・官・金・労・言」および地域住民の幅広い目線で検証し、適宜必要なフォローを行うこと。

<要求の考え方>

要求のとおり。

- 3) 地域のセーフティネットとして、自治体が役割を果たし、公共サービスを確立するためには、地方交付税による財源保障・財政調整機能の充実が必要となっており、地方交付税総額の実質的な確保を「国と地方の協議の場」等において、政府への意見反映を行うこと。

<要求の考え方>

社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要に的確に対応できるために、地方財政計画、地方交付税総額の確保による地方財政の充実・強化を図ること。

- 4) 行政サテライト化により市内全域の行政サービスの格差解消が図られようとしているが、地域によっては人口減少が進行し、コミュニティの消滅の危機さえさやかれ始めている。特に旧合併町地域においては、合併10年が過ぎても、なかなか地域活性化の方策が確立されていない。人口減少対策及び地域活性化対策を充実させること。

<要求の考え方>

要求のとおり。

- 5) 被爆体験者については、当事者の立場になって早急に、被爆者健康手帳交付に向け誠意を持って対応を講じること。また、二世・三世について健康調査を含めた救護策を検討すること。

<要求の考え方>

要求のとおり。

## 9. 消費者政策

- 1) 振り込め詐欺など「特殊詐欺」被害の撲滅に向け、県警、金融機関、自治会等との連携を強化し、積極的な啓発活動を強化すること。

<要求の考え方>

振り込め詐欺など「特殊詐欺」被害について、長崎県内の今年度の10月末の発生状況は、前年同時期と比較し、金額では約4億と昨年より下回っているものの、件数では114件と前年比1.27倍と大幅に増加している。特殊詐欺被害防止に向けて情報発信等の様々な対策をされていることは承知しているが、年々増加傾向にある中、

撲滅に向けた更なる取り組みの強化を行うこと。

- 2) 社会人における必要最低限の金融知識を学ぶため、市民（新社会人）を対象としたセミナー等を開催すること。また、学校教育（高校・大学）等においても学ぶ場を設けるよう、働きかけを行うこと。

<要求の考え方>

新社会人について、十分な金融教育を受けないままに社会人となり、知識が無いが故に金融トラブルに巻き込まれるケースが多々ある。よって、金融契約とはどういうことか・生活設計の基本・金融商品のしくみなどの、社会人における必要最低限の金融知識を学校において学ぶ場を設けること。

## 10. 防災・減災政策

- 1) 大規模災害時に、市民への迅速な融資を可能とするため、地方公共団体金融支援の制度化を行うこと。

<要求の考え方>

現在、大規模災害時の公共・公用施設の復旧事業などは国からの地方公共団体向け財政融資があることは承知しているが、市民一人ひとりへの生活再建へ向けた金融面の支援策だと考える。

大規模災害後は市民・金融機関ともに混乱していることが予想され、融資申請への素早い対応は不可能だと考える。よって、例えば事前に市が金融機関に融資枠の申請をしておいて、災害時は市から市民への融資ができるような体制を取っていれば、金融面での素早い支援ができると予想できる。また貸付金利においても、金融機関は個人よりも信用力の高い市へ融資することとなるので、より低い金利での融資が可能である。

## 11. 政治政策

- 1) 平成 28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、実効性のある啓発活動、環境整備を行うこと。

<要求の考え方>

平成 27(2015)年 6 月、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が成立し、来夏の参議院議員選挙から、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることとなった。しかし、平成 26(2014)年度衆議院議員選挙での 20 代の投票率は 32.58% (全国平均) と極めて低い結果となった。また全年代においても投票率は年々低下傾向にあり、政治離れが顕著になっている。市は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、政治意識の醸成を図る啓発活動や、人が往来する場所への投票所の設置などの環境整備を行うこと。

## 1 2. 食料・農林水産業政策

- 1) 「地産地消」事業の推進により長崎の食をPRするとともに、食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。

### <要求の考え方>

要求のとおり。

## 1 3. 環境政策

- 1) 長崎県では、観光事業の拡大を基に、国の選定を受け、「次世代自動車インフラ整備促進事業」が展開されており、平成 25(2013)年 3 月からは、国の充電器支援制度が拡充された。観光都市長崎を強く宣伝・強化するためにも、引き続き充電環境の積極的な整備促進を図ること。

また、水素を使用した燃料電池自動車（FCV）の導入についても、国と連携して環境の整備の取り組み等を検討・推進を行うこと。

### <要求の考え方>

充電環境の普及促進のため、さらなる積極的な整備促進を要請する。あわせて、燃料電池自動車が普及し、社会を支えるエネルギーとして、化石燃料や電気に水素が加わることで、より低炭素なサステナブル（持続可能な）社会を実現する可能性が高まる。

福岡県では、下水処理の汚泥から水素を作り、水素を燃料とする燃料電池車（FCV）に販売する施設を設置していると聞いている。長崎でも可能性の検討を要請する。

## 1 4. 交通政策

- 1) 「交通政策基本法」の理念に基づき、審議会・協議会の提案や、意見交換の場所の提供等、地域公共交通問題の解決に向け具体的な取り組みを実施すること。

### <要求の考え方>

交通政策基本法が平成 25(2013)年に施行され、平成 27(2015)年 2 月には交通政策基本計画が閣議決定された。

しかし閣議決定から 1 年近く経過している状況で、自治体への大枠な予算案や漠然とした国からの方針が示されているだけで、労働者側との協議会や検討会、そして意見を交換する場所や機会の提供など、直近の必要性だけ議論されている状況であり、日付や対象者を示した具体的なスケジュールや面談機会の提供などが創られていない。

この基本法を、自治体への単なる予算付与や交通事業者への補助金のように国税からの補てんとしていくのではなく、活力ある政策につなげていくため、協議会スケジュールの提案や意見交換の場所の提供など具体的な取り組みを行うこと。

- 2) 交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎市として具体的な施策を行うこと。



<要求の考え方>

交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。

また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策として、長崎市の具体的な施策を行うこと。

- 3) 自家用車によるライドシェアサービス（白タク行為）を特区・交通空白地にて容認する意向が政府より出されているが、安全面で問題があり、長崎市においてはこのような特区を要望しないこと。また過疎地・交通空白地では「自家用有償旅客運送」にて対応すること。

<要求の考え方>

近年スマートホンを利用したタクシー配車も広がってきた。しかしタクシー産業とは異なりUber（ウーバー）やLyft（リフト）の配車サービスは「安全・安心」を軽視しており交通事故や犯罪などに巻き込まれるおそれが多いにある。また責任の所在も不明確であり、海外においては訴訟やトラブルが各地で頻発している。このようなことが広がると、地域交通機関は崩壊し、交通弱者を切り捨てる事となる。

長崎市として要望しないことと、過疎地・交通空白地においては、「自家用有償旅客運送」による対応を行うこと。

- 4) 「改正タクシー特措法」に基づき、本年8月に長崎交通圏も特定地域の指定を受け、これにより「強制減車・営業制限」ができるようになった。適正車両数までの「強制減車・営業制限」を行うよう、是非「長崎モデル」とした発信を行うこと。

<要求の考え方>

「公共交通機関であるタクシー乗務員の賃金・労働条件が悪く、安全・安心が担保できなくなった。タクシー乗務員の賃金・労働条件を向上させる」とのことで、改正タクシー特措法が平成25年1月に施行され、本年8月に長崎交通圏も特定地域の指定を受けた。これによりタクシー協議会のなかで協議し、「強制減車・営業制限」ができるようになった。

長崎交通圏の適正車両数は、1,045台～1,106台と示されている。法の趣旨に沿って適正車両数までの減車と、営業制限を行うように、是非「長崎モデル」とした発信を強く要望する。

- 5) 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。

- (1) 適切な信号の配置・制御
- (2) バス専用通行帯（特に通勤・通学時間）の違法走行・駐車取締強化
- (3) ノーマイカーデー取り組み（周知）強化
- (4) パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大
- (5) 長崎市北部地区渋滞緩和策として
  - ① 住吉・赤迫間の道路幅拡幅
  - ② 道ノ尾交差点の長与方面への右折帯の延長

<要求の考え方>

長崎市内では、交通処理能力を上回る交通量にともない、特に朝・夕の通勤時間

帯では慢性的な渋滞が生じている路線が見受けられる。この緩和策として、上記施策を求めるもの。

- 6) 地域 IC カード「長崎スマートカード」の運用にあたり、既存システムの更新に活用できる補助制度の拡充を講じること。

<要求の考え方>

長崎地区においては、地域 IC カードである「長崎スマートカード」を 2001 年度に導入し、現在も運用を継続している。しかしながら、導入から 10 年以上が経過し、機器の老朽化・Windows の OS 更新・FeliCa の仕様変更等、今後の運用継続に大きな影響を及ぼす問題が発生している。IC カードについては、新規導入時には活用できる補助金も様々あるものの、既存システム更新については、活用可能な補助制度が明確になっていない。長崎市として積極的に対応し補助金も含め取り扱うよう図ること。

大手交通事業者が導入しているサイバネ規格の IC カードの全国相互利用が開始され、地域 IC カードから全国相互利用 IC カードへの切り替えを行うケースも出てきており、その場合には活用できる補助制度もあるようだが、地域 IC カードには既に多数の利用者があり、使用カードの交換が必要となる全国相互利用 IC カードへの切り替えは事業者だけでなく、利用者にも大きな負担を強いる事となる。

地域 IC カードは、既に地域公共交通ではなくてはならない乗車券となっており、全国相互利用の可否に拘らず、既存システムの更新に活用できる補助制度の拡充・明確化を求める。

- 7) 公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。

<要求の考え方>

要求のとおり。

- 8) 公共交通機関の利便性向上のため、以下の施策を行うこと。

- (1) 「蛸茶屋・正覚寺・赤迫」電停付近にタクシー乗り場を設置すること。
- (2) 市庁舎移転計画に於いて設計段階から玄関付近に利便性と安全性の高いタクシー乗り場を確保すること。

<要求の考え方>

タクシーは公共交通機関と位置付けられているにもかかわらず、長崎の主要な交通機関である路面電車との乗り継ぎが改善されておらず、早急な対策を求めるもの。

- 9) トラック、タクシー駐車ベイの増設を行うこと。また、既存ベイの違法駐車摘発を強化すること。

<要求の考え方>

交通施設整備を促進し電停・バス停から全ての利用者が円滑に移動や乗換ができるタクシー駐車ベイの新設など、公共交通網としての一体的整備を推進すること。また既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見されるため、渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から、広報や啓発活動を強化されるとともに、違法駐車摘発を強化すること。

トラックについては特に、長崎市西坂町（第一生命ビル前）や新大工町（馬町交差点から玉屋前）は、早急な整備を図ること。

- 10) 長崎の玄関口にあたる「長崎空港」にタクシーの迎車スペースを設置するよう、長崎市より長崎県並びに長崎空港・大阪航空局長崎空港事務所へ引き続き要請を行うこと。

<要求の考え方>

現状は空港駐車場またはバス待機場所に駐車し、乗客を迎えに行く状況である。昨年の要求に対し、大阪航空局長崎空港事務所長宛に文書にて依頼を行っていただき、設置することはできないとの回答であったが、遠方より長崎を訪れるお客様を気持ちよく迎え入れるため、引き続きタクシー迎車スペースの設置に向けた要請を行うこと。

## 15. 観光政策

- 1) 長崎市内の宿泊・休憩施設について、長崎市として既存施設充実の補助金創設や増設に向けた支援を行うこと。

<要求の考え方>

世界遺産登録等に伴い、長崎市を訪れる観光客が急増しており、宿泊・休憩施設が不足状態にある。教会群が世界遺産登録されれば、今後ますます観光客が増加すると考えられる。また宿泊料金が高騰しており、ピーク時には3倍程度の宿泊料金を設定しているホテルもある。このような状況が続けば、一般旅行者の長崎離れを引き起こし、長崎を訪れても市外に宿泊をし、観光地長崎としてマイナス効果となることが懸念されるため、行政としての対応を検討すること。

- 2) 現在主要な観光地である、「めがね橋」「出島」「小菅そろばんドック」において公設の駐車場を設置すること。

<要求の考え方>

観光地長崎市の活性化は観光産業の躍進に期待するものと考えており、高齢者・障がい者に対する対応が急務であることから、駐車スペースが不足している上記観光地において、早急に駐車場・タクシーベイ等の設置を求める。